

障害年金の判定に関する声明

令和7年（2025年）4月29日・30日に新聞各紙で報道された障害年金の判定に関して、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会（以下「本会」という。）として声明を發表いたします。なお、障害年金は障害厚生年金、障害基礎年金に分かれますが、知的・発達障害のある人（以下「知的障害者」という。）については基本的に障害基礎年金の該当となることから、以降は障害基礎年金を対象とします。

報道によれば、2024年度になって障害年金が不支給とされた人が急増し、前年度の2倍以上になっているとされています。そして、その背景には障害年金に関する実務を担う「日本年金機構障害年金センター」のトップが判定に関して厳しい考え方で臨んでいることがあると指摘しています。さらに、内部文書において判定を委託している医師の一部に対し、職員側であらかじめ判定を決めておくような記載があったことも報じています。

障害基礎年金については、特に中重度の知的障害者にとって生活費の礎となるものであり、極めて重要です。本会では、機会を捉えて資産形成機会が十分とはいえない知的障害者に対する所得保障としての位置付けを明確化するよう強く要望していますが、残念ながら現状では生活保護法に定める最低生活費にも満たない水準です。さらに、近年では就労（福祉的就労を含む）を要件とする等級の下方変更（1級から2級ないしは2級から3級（実質的な非該当）への変更）への懸念が本会にも寄せられていました。仮に今回の報道が事実だとすれば、まったく看過できない、許しがたいとさえいえる事態です。

本会としては、まず厚生労働省に対し、今回の報道に関する事実確認と結果の公表を強く求めるものです。

その上で、障害年金に関しては令和4年（2022年）に示された国連の障害者権利条約対日初回審査総括所見において、その支給額につき、障害当事者団体と協議することが勧告されていますが、未だに協議の場は設定されていません。

こうしたことを踏まえ、以下の点についても早急な対応を求めます。

- （1）障害年金の額について、早急に本会を含む障害当事者団体と協議の場を設けてください。本会としては、少なくとも生活保護制度に定める最低所得水準となることが必須と考えますが、年金額そのものを引き上げることの困難さは承知していますので、たとえば、生活保護制度の住宅扶助や医療扶助のような加算給付を創設するなどの対応も検討の余地があると考えます。

- (2) 障害基礎年金の判定基準を見直し、知的障害を精神障害の一類型ではなく、状態変動のない障害であることを明確にして、視覚障害、聴覚障害や肢体不自由などと同じ判定基準へ改めるとともに、軽度知的障害者も対象になりうるようにすべきと考えます。
- (3) 障害年金の等級判定について、現行の基準に対する審査の実態を明確にするるとともに、たとえば障害支援区分判定のように多職種による合議体による等級判定の仕組みを導入するといった、現行の判定方法を改善する具体的な対応方向を示すべきと考えます。

令和7年（2025年）5月1日
一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会
会 長 佐々木 桃 子